

『イングランド法釈義』第2巻「分析」の諸相
——ブラックストン『イングランド法釈義』
全訳作業ノートから(7)——

大 内 孝

私は、ブラックストン『イングランド法釈義』(William Blackstone, Commentaries on the Laws of England, 4 vols., 1st ed., 1765-1769.)を、おそらく我が国で初めて全訳して公表するための作業を数年来継続している。先頃、第2巻の第1訳がほぼ終了した。

先に第1巻の内容概観に代わる報告をした私は、そこで「内容概観の方法は色々でありえようが、今回は、ブラックストン本人による『イングランド法分析』を利用することにした」と述べた⁽¹⁾。本稿もまたその方法を踏襲する。後掲の表が今回の報告の本体である。

これとともに、他にもありうる「色々」につきごく簡単に紹介して、多くの方には無味乾燥な二番煎じに思われるであろう本報告に少々の味付けをしたい。

前回・今回に使ったブラックストン本人の「分析(Analysis)」は、本人によれば「講義要綱の大きなもの(a larger Syllabus)」であり、これを翻訳し紹介することが内容概観に代わる報告になりうると私は考えた⁽²⁾。しかし、独り本人の手に成る「分析」だけがこの種のものとして存在するのではない。彼の死後も『釈義』が長く読み継がれるにつれ、その新編集版の编者やその他の学者たちにより、ブラックストン本人の「分析」と同種の働きを目指した工夫が幾つか編み出され提示されてきたのである。前に私の念頭にあった「色々」はこれのことであったが、その時点での私の知識が実は曖昧だったことを自白する。今回の味付けは、そのせめてもの罪滅ぼしをも意図している。

幾つかの Analysis

ブラックストーン本人の Analysis に類する、その後の者による工夫として、私が把握しているだけでも以下の3種ないし3系統が存在する。まずはそのおおよそを紹介したい。なお、本来は、以下に挙げる『釈義』諸版や関連書籍の正確な書誌情報をも併せて掲げるべきかもしれないが、これは本稿の眼目そのものではなく、ほとんどの読者にとってかえって煩であろう。そこで本稿は基本的に出版年と通称とのみを挙げることにし、その余の書誌情報は次の方法で代替する。すなわち、ブラックストーン関連の書誌情報だけを1冊にまとめあげた、20世紀前半の Eller と、今世紀にこれを抜本的に補足した Laeuchli が、それぞれの書誌項目に付した番号 (Eller number, Laeuchli number と通称される) を、例えば [Eller 124; Laeuchli 203]のごとくに用いて示すことにした⁽³⁾。

a) Archbold による “Analyses and Epitom”

1811年に、“Commentaries……by William Blackstone……; A New Edition, ……Also containing Analyses and Epitom of the whole work, with Notes, by John Frederick Archbold, ……”が出された⁽⁴⁾。これが、“New Edition”を称した代表的な版である [Eller 28; Laeuchli 35] (出版地はロンドン)。その編者 Archbold が施した新機軸のうちの一つが Analyses and Epitom であった。それ以前の版がほぼもっぱら、編者の工夫としての註 (notes) を加えることで、ブラックストーンによって示された法知識を up-to-date にする、つまり最新の情報・事実を盛り込んで現在唯今の法学・法実務においても使えるものことに注力したのに対して⁽⁵⁾、Archbold が初めてこの「分析と梗概」を施すことで、別の側面から読者の便宜に供した工夫だと言えよう。

b) Barron Field による “Analysis”

本稿が紹介する上記 a と下記の c および d とが、いずれも『釈義』刊本の内部——その位置は様でないが——に収録された附録の一種であるのに対して、Field の Analysis は元々かかる附録としてでなく、これのみで構成される単行本の形で出された点に第一の特色がある [Eller 54; Laeuchli 72, 73] (出版地はロンドン)⁽⁶⁾。

第二のかつ最大の特色が、本体の全ての文が平叙文でなく疑問文で書かれてい

る点にある。具体的な文例は後に挙げるが、例えば「コモン・ロー上、財産権の種類を分かち最も基本的な区分は何か？」のごとき疑問文が、『積義』の内容を追い掛ける形で順に列挙されており、だから当然にその答え、つまり『積義』中の用語や概念自体は、少なくともその設問の中では隠されている。Analysisの類が読者の便宜をそれぞれの仕方で図る点はどれも共通しようが、このFieldによるAnalysisはとりわけ、読者の中でもいわゆる学生の学習用——学生の実態も学習形態も様々ではあろうが——を意図して作られたものであることが上の形式から推測できよう。

c) Cooleyによる“Copious Analysis”

これを収録するCooley版は前二者と異なりアメリカで出版されたものだが、その史的背景についてごく簡単に述べておく。アメリカ合衆国では、およそ19世紀の前半までは、イギリス本国で編集・刊行された『積義』のいずれかの版を移入して、ほぼそのままかあるいは若干の追補をして刊行する例がほとんどであった。しかしその後は、イギリス本国で出されたいずれかの版を土台にしつつも、アメリカ人たる法学者・法律家が、アメリカにおける判例・制定法の展開を盛り込みながら、よりアメリカの法実務に役立つことを目指す独自の版を編集・刊行する例が増えていく。それどころか、イギリスでは新編集版が比較的早くにほぼ絶えたのと反対に、19世紀後半以降における『積義』の新版はほぼもっぱらアメリカで刊行される状況に至った。1860年 Sharswood版 [Eller 115; Laeuchli 180], 1870年以降のCooley版 [Eller 124, 128; Laeuchli 199, 203, 224], 1897年 Lewis版 [Eller 132; Laeuchli 241], さらに1915年のJones版 [Eller 136; Laeuchli 257] 等が、いずれもその類の『積義』である。

このうちCooley版の編者であるThomas M. Cooleyの工夫が、かかる編集とともに、Cooley独自のAnalysisを施すことにあった⁷⁾。これはブラックストン本人のAnalysisと同様に、内容概観の役割を目指してテキスト本文の前に挿入されたものである。

d) 上記の諸Analysisに準ずるものとして、アメリカで1915年に出されたJones版の“Outline”に言及しておく [Eller 136; Laeuchli 257]。他のAnalysisが、箇条書きに近いものもあるが一応は文の体裁を備えるのに対し、Jones

版の“Outline”は、句はあっても節の体裁を備えることがほとんどない、項目ないし用語の列挙であり、位置的にも、ブラックストン本人が施したごく大まかな目次の直後に置かれている。つまりもっぱら細目次として書かれたことが窺える。したがって、これのみを読んで本文の内容の全体を捕捉することは難しかろうが、細目次あるいは小見出しとして用いるときの働きは小さくないように思われる。

試訳による形式および内容の比較

本稿は『釈義』第2巻の内容概観を目的とするので、差し当たり、同巻冒頭第1章の「財産権概論」の部分、以下に掲げる私の試訳を通して簡単に比較してみよう。

ブラックストンの“Analysis”

1. 外部の物に対する全ての支配権は、創造主から人類一般への贈り物にその起源がある。
2. 物の実体は、初めは、全ての人類に共有であった；しかし、その当時でさえも、物を利用する一時的な財産権が、占有によって獲得され継続することがありえた。
3. 時の経過により、恒久的な財産権が、物の利用に対してだけでなく実体に対しても確立された；これもまた、元々は、ただ占有によってのみ獲得された。
4. この財産権が持ち主による放棄つまり死によって終了する——終了すればその物は再び共有になるのだが——ことがないように、社会は、最初の占有者の財産権を継続させるべく、譲渡、遺言、相続の制度を作った：さらに、かかる財産権が何らかの事故によって継続しないか知られないものになった場合、その物は通常、国内法により国家の主権者に復帰することになる。
5. 他方、実体に対する恒久的な支配の対象たりえない幾つかの物については、初めに全ての物において存在したのと同じ、一時的な用益上の財産権のみが存在する。

Archboldによる“Analyses and Epitom”

財産の権利；

その起源；

より直接的には農業の成果。

財産の権原，元々は占有によって獲得される；

しかし放棄されたならば，再び共有になる：かくしてこれが，無占有物の再占有と相まったのが，財産移転の始まりであった。

死亡により無占有が生ずることを回避するべく，国内法が遺贈を許容する；

かつ遺言がないときには相続人〔が何者であるか〕を宣言する；

相続人がないならば，土地は復帰する。

法定相続の起源，

および遺言について，これらは国内法の産物であり，したがって国が異なればこれらも異なる。

しかしなお，幾つかの物は，その本質的要素等のゆえに共有物であり；その他にも，難破物等のごとく法により特定の人に充てられていない物の中には共有になるものもある。

Fieldによる“Analysis”（傍点の原文はイタリック）

1. 自然法に関する著者たちは，人が人身から離れた外部物の中にかつそれに対して獲得しうる権利を何と呼ぶか？
2. 外部物に対する全ての支配権の起源は何か？
3. 全ての物が人々の間で共有だった時代に，物の利用に関する一時的な財産権を1人の人に最初に与えたものは何か？
4. いかなる情況が，利用される物の直接的な利用のみならずその実体をも特定の個人に充てる必要をやがて指し示したか；そのような財産権は初めいかにして獲得されねばならなかったか？
5. 財産移転，遺言，法定相続，および財産復帰の起源は何であったか？
6. 他面，一時的な用益権のみの対象となり，したがって依然として共有に留まらざるをえない，若干の物があるか？
7. 恒久的な財産権がそれに対して存在しうるが，しかし法がその不都合に対して救済策を施しておかなかったとすればそれを所有する者がいない状態

でしばしば見出される物があるか？

Cooley による “Copious Analysis”

物的対象に対する全ての支配権は創造主の贈り物である

物の実体は最初全ての者に共有である

各人はその必要が求めるものを割り当てられた

恒久的な物に対する一時的な権利が占有によって得られた

後に物の利用のみならず物の実体も割り当てられた

占有にかかわる権利

植民は同等の権利を基礎としていた

その権利は放棄することで失われる

社会が所有の権利を継続させるべく、財産移転、遺言、および法定相続を創設した

他のいかなる権原もそれに対して創設されえない相続財産は主権者がこれを承継する

幾つかの物はなお共有のままに存在する；例えば、光、空気、水、また野生動物

これらの物に対して個人は用益的権利のみを持ちうる

その他の荒地、難破物、逸走家畜、狩猟鳥獣などのものについて、法は、分配を許さず、主権者にこれを権利付与する。(試訳終わり)

以上四つの Analysis のごく一部のみを、しかも文字通りの拙訳であるかもしれない試訳を通して見るのが、読者にとってどれほどの参考になるのか、我ながら心許ない。またいずれもが、読者が本文を読み進めるのと同時にこれを参照することを念頭にして書かれたはずのものを、本文と切り離して独立に並べる点でも、本来の意義や有用性から乖離しよう。しかし、これらを棚に上げてあえて言うならば、次のごとき傾向を感じることができるのではないか。第一に、Archbold と Cooley のが、箇条書きに近いほどに切り詰めた文体を含めて簡潔であるのと裏腹に、やや簡に過ぎ舌足らずに感ずる部分があること。第二に、Field の Analysis が、読者の使いようによってはかなりの的を射た学習の手引きたりえそうなこと。第三に、他者の Analysis が掲げる要素と用語・概念とをもれ

なく包含する——とすれば必然的に体が大きくなるはずだが——Analysisはないこと。第四に、ブラックストン本人のが、比較的にはやや長文であるが、Analysisの内容としては当然ながらなお見るべきものがあること。

以下に挙げる、その後の系譜・継承のありようも、一つには、各種Analysisに対する各々の評価が関係したと見るべきだろう。

その後の系譜・継承

事柄の性質上当然と言うべきかもしれないが、ブラックストン自身によるAnalysisを採用した版は少なくない。1821年の第18版を称するロンドンで出された版（編者J. Williams）[Eller 31; Laeuchli 38]がその最初の採用だったようであり、その後も1836年の第19版（編者J. E. Hovenden, A. Ryland）[Eller 38; Laeuchli 45], 1844年の第21版（編者J. F. Hargrave *et al.*）[Eller 40; Laeuchli 47]がある（いずれも出版地はロンドン）。これらがほぼそのままアメリカで出された版が、このAnalysisをとともに受け継いだ。すなわち、1832年の通称New York Bar版（ロンドン第18版が底本）[Eller 96; Laeuchli 149], 1841年の同名版（ロンドン第19版が底本）[Eller 100; Laeuchli 153], 1852年の編者Wendell版（ロンドン第21版が底本）[Eller 106; Laeuchli 167]等である。アメリカにおいてはさらに、1860年以降のSharswoodによる諸版 [Eller 115, 123; Laeuchli 180, 182, 202], 1897年以降のLewisによる諸版 [Eller 132; Laeuchli 241], 1870年以降のCooley版, 1915年のJones版 [Eller 136; Laeuchli 257]等が、ブラックストン自身によるAnalysisを収録している。

他面、イギリスで出された版であっても、ブラックストン自身によるAnalysisが第18版以降の全ての版に収録されたわけではない。すなわち、1841年の第20版（編者J. Stewart [Laeuchli 46], 以下第22版, 23版が同編者）、1849年の第22版 [Laeuchli 49], 1854年の第23版（序数字付きで称された版はこれが最後）[Eller 42; Laeuchli 50], 1857年以降の編者R. M. Kerrによる“New Edition” [Laeuchli 51]（1811年ArchboldによるNew Editionとは別物）には採用されなかった（本段に記す諸版は、ブラックストンのだけでなく、いずれのAnalysisも採用しなかった）。

ArchboldによるAnalyses and Epitomは、単体としてでなく『釈義』版中に収録されたAnalysisとしておそらく最初のものだったように思われるが、これをその後に採用した版は少ない。1825年にアメリカ合衆国フィラデルフィアで、

この版をほぼそのまま復刻出版したように見えるある版 [Eller 92 ; Laeuchli 144] の中に見られる程度である。

初め単行本の形で出された Field の Analysis は、その後様々な『釈義』新版の附録として採用され、かつそれがいずれもアメリカで出された版に見られる点に特徴がある。1827 年に a Gentlemen of the New York Bar すなわち当時のニュー・ヨークの弁護士会が編者として記されている版 [Eller 93 ; Laeuchli 146] がその最初であった。その後やや間を置いて、1860 年以降の Sharswood による諸版、1897 年以降の Lewis による諸版が、ブラックストン自身による Analysis にさらに加える形で、それぞれの索引の前にこの Field の Analysis を附録として収録した。

Cooley の Analysis は孤立した存在であり、その後他の版に採用された形跡はないようである。ただしこれはその出来いかんによるよりも、1870 年代という出版の遅さのゆえにこれに系する後続がなかったという事情によるのかもしれない。ちなみに Cooley は、1870 年の初版から [Laeuchli 190], 1872 年の第 2 版 [Eller 124 ; Laeuchli 203], 1884 年の第 3 版 [Eller 128 ; Laeuchli 224] までは、自身が編んだ Analysis のみを収録したが、上記のごとく 1897 年の第 4 版 [Laeuchli 244] にはこれに加えて Field の Analysis をも収録した点でも特異である。

なお、本「作業ノートから」がかつて言及したことがある Hammond 版には [Eller 130 ; Laeuchli 231]⁽⁸⁾、この種の Analysis が無い。ついでながら、1979 年以降に University of Chicago Press からペーパーバック版で出され続け、人々が『釈義』を新たに手にしようとする場合に近年まで最も入手し易いものになっていた、“A Facsimile of the First Edition of 1765-1769” は [Laeuchli 265], ブラックストン初版の文字通りの Facsimile 版であり、当然ながら Analysis の類は全くない。前回に紹介した Prest によるオクスフォード新版も、ブラックストン自身による生前諸版の版間異同の提示を主眼としたものであり、本人による Analysis を含めその後の Analysis の類に対する言及も引用もない。

以上が、『釈義』に対する幾つかの「分析」についてのごく簡単な報告である。

その幾つかが存在する中で、第 1 巻に続き今回もまたブラックストン本人による「分析」だけを後掲の表として邦訳したのは、時間と資源とが乏しい我々の現

時点の都合によるのであって、他の「分析」等が邦訳やその他の形で利用するに値しないという判断によるのではない。今後はこの点の判断をも加えてさらに全訳作業を進めたい。また本稿は本来、『積義』各巻の内容概観に代わる報告を目指すものであり、だとすれば、ブラックストン本人による「分析」を単に邦訳するに留まらず、「分析」の分析を、少なくともブラックストンの叙述の体系ないしせめて順序立ての特徴を、私なりに整理して提示すべきであろう。我々が全訳作業を進めるにつれて、この点でも得つつある知見はある。しかしこの点は同時に、『積義』の各巻内に留まらず、四つの巻全体にまたがる問題であることも、より明らかになりつつある。したがってこの点の報告は、いま少し先になることをお許しいただきたい。

- (1) 大内孝「ブラックストン『イングランド法積義』第1巻分析——ブラックストン『イングランド法積義』全訳作業ノートから(2)——」『法学(東北大学)』78巻3号, 304頁(2014年8月)を見よ。
- (2) 大内, 前掲註1論文301, 302頁を見よ。
- (3) Catherine Spicer Eller, *The William Blackstone Collection in the Yale Law Library: A Bibliographical Catalog* (1938); Ann Jordan Laeuchli, *A Bibliographical Catalog of William Blackstone* (2015). なお本文で言及した『積義』自体の諸版のうち、その代表的な版および特徴、ならびにその系譜関係については、いずれ別稿にて紹介し検討することにした。
- (4) John Frederick Archbold (1785-1870) は、リンカンズ・イン出身のバリスタ。See Laeuchli, *supra* note 3, at 42.
- (5) 大内孝「オクスフォード新版『イングランド法積義』(2016年)について——ブラックストン『イングランド法積義』全訳作業ノートから(6)——」『法学(東北大学)』81巻3号, 308頁(2017年8月)を見よ。
- (6) Barron Field (1786-1846) は、1814年にインズ・オヴ・コートの一つである Inner Temple からバリスタの資格を得、海外のニュー・サウス・ウェールズやジブラルタルなど当時のイギリス領に置かれた裁判所の判事を務めたこともあるが、本作の他、時事評論、紀行文、文芸批評などの著者としての方がよく知られているようである。See *The Concise Dictionary of National Biography*, vol 1, at 994 (1992); Laeuchli, *supra* note 3, at 87. なお、後のニュー・ヨークにおけるいわゆるフィールド法典で有名な David Dudley Field とは別人。
- (7) Thomas McIntyre Cooley (1824-1891) は、ミシガン州最高裁判所の reporter (1864-1885) ほか、ミシガン大学で法律および歴史の教歴を持つ。See Laeuchli, *supra* note 3, at 182.
- (8) 大内, 前掲註5論文311頁を見よ。

本稿は、JSPS 科研費(16K03252), (15H03287) の助成を受けたものである。

表の凡例

- ・表は、William Blackstone, *An Analysis of the Laws of England*, 6th ed. (1771) pp. 34-80 を（以下原文という）試訳したものである。訳語の中に、現代ではいわゆる差別語に当たりうる用語が散見されようが、いずれも歴史的な観点を重視して原語のニュアンスを訳語に残した。
- ・原文は、『釈義』と同一の Section あるいは Chapter によって区切られた大枠の中に、1. 2. 3. ……の番号が付された段落があり、段落によってはその中にさらに 1. 2. 3. ……の細目番号が付されている。試訳では、段落の番号をそのまま 1. 2. 3. ……と、細目番号を①. ②. ③. ……として区別した。段落によっては、上の細目番号と別に I. II. III. 等が用いられることがある。
- ・原文には、若干の語に（スモール・）キャピタルあるいはイタリックが用いられているが、試訳ではこの区別を割愛した。
- ・原文に対応する『釈義』初版の頁数を左欄に示した。原則として、原文に対応すると思われる『釈義』の記述が含まれる段落の始まりの頁を示したが、その頁の記述が 1, 2 行しかなく、かつ後の頁の分量とあまりにも不釣り合いな場合には後の頁を示したものがある。
- ・『釈義』初版と原文との叙述の順序が異なる場合は、前者を優先したため、原文に付された番号および訳文の順序が不同になった箇所がある。
- ・『釈義』の第 1 巻に関しては初版と第 9 版の頁付の間に相当大きな相違があるのに対して、今回の第 2 巻に関しては、その相違が——無論皆無ではないが——等閑視しうるほどの程度に過ぎない。そこで今回の表は、初版の頁数のみを示すことにした。なお、諸版間の頁付の相違に関しては、大内孝「ブラックストン『イングランド法釈義』諸版の頁付について」『法学』66 卷 6 号 1 頁（2003 年）を見よ。
- ・訳文中の / は、原文の一つの段落が『釈義』初版の複数の頁にまたがる場合に、前頁からの続きであることを示す。
- ・試訳中の（ ）は原文のまま、〔 〕は理解を助けるために私が訳文として補った部分もしくは補足説明である。

表

初版頁	Blackstone's Analysis, 6th ed.
1	第 1 章 財産権概論
2	1. 外部の物に対する全ての支配権は、創造主から人類一般への贈り物にその起源がある。
3	2. 物の実体は、初めは、全ての人類に共有であった；しかし、その当時でさえも、物を利用する一時的な財産権が、占有によって獲得され継続することがありえた。

初版頁	Blackstone's Analysis, 6th ed.
4	3. 時の経過により、恒久的な財産権が、物の利用に対してだけでなく実体に対しても確立された；
8	／これもまた、元々は、ただ占有によってのみ獲得された。
9	4. この財産権が持ち主による放棄つまり死によって終了する——終了すればその物は再び共有になるのだが——ことがないように、社会は、最初の占有者の財産権を継続させるべく、譲渡、遺言、相続の制度を作った；さらに、かかる財産権が何らかの事故によって継続しないか知られないものになった場合、その物は通常、国内法により国家の主権者に復帰することになる。
14	5. 他方、実体に対する恒久的な支配の対象たりえない幾つかの物については、初めに全ての物において存在したのと同じ、一時的な利益上の財産権のみが存在する。
	第2章 物的財産；第一、有体法定相続産
16	1. この財産権、つまり排他的な支配権が、物の権利を構成する；物は、①. 物的財産。②. 人的財産、である。 2. 物的財産に関して考察されるべきが、①. その幾つかの種類。②. 物的財産の保有を成り立たせる不動産保有条件。③. 物的財産に対して取得しうる不動産権。④. 物的財産に対する権原、またその権原を取得し喪失する方法。 3. 物的財産の幾つかの種類は全て、次の三つのうちのいずれかに分類することができる。すなわち、土地、保有財産、または法定相続産である；この第二は第一を包含し、第三は第一および第二を包含する。
17	4. そこで、法定相続産、すなわち、何であれ法定相続されうる全ての物（これが物的財産の最も広い名称である）は、有体法定相続産か、無体法定相続産かのいずれかである。
18	5. 有体法定相続産は、最広義の法的な意味での土地の全体から成る；土地の中に包含されるのは、地表だけでなく、地表に結合する知覚対象物、ならびに地表の上方あるいは下方に存在するその他あらゆる知覚対象物をも含む。
	第3章 無体法定相続産
20	1. 無体法定相続産は、有体物から派生する権利であるか、あるいは有体物に関連し、付随し、もしくはその中で行使される権利である。

初版頁	Blackstone's Analysis, 6th ed.
21	2. 無体法定相続産は、①. 聖職推挙権、②. 十分の一税、③. 入会権、④. 通行権、⑤. 官職、⑥. 貴族称号、⑦. 特権、⑧. 支給物受領権もしくは年金、⑨. 年金、⑩. 地代、である。 3. 聖職推挙権は、聖職禄への推薦権であり；
22	／付随的聖職推挙権か、人的聖職推挙権かのいずれかである。
23	／聖職推挙権はまた、①通常のか、②委嘱権者兼推挙権者によるものか、あるいは③贈与的なそれかでありうる。
24	4. 十分の一税は、土地の収益および家畜から、ならびに人々の人的な労働から、毎年生ずる増加分の10分の1の部分である。
25	／これは、古来の実定的な国法に基づいて、コモン・ロー上の権利として、以下の特別の免除がない限り、教会区の主任司祭に、あるいは（寄付により）主任代行司祭に支払われるべきものである；
28	／十分の一の特別の免除として、①十分の一税免除によるもの、②十分の一税特別方式か十分の一税非徴収かについての、取得時効によるものがある。
32	5. 入会権は、ある者が他人の土地の中で得る利益である；①放牧入会権；これには、荘園内入会権、土地付随入会権、隣接地すなわち近隣入会権、あるいは人的入会権がある。
34	／②漁労入会権。③泥炭採掘入会権。
35	／④採木入会権、または必要物採取入会権がある。 6. 通行権は、他人の土地の上を通過する権利である。
36	7. 官職は、公的なあるいは私的な職務を執行する権利である。
37	8. 爵位である貴族称号については、第1巻第12章を見よ。 9. 特権は国王大権の一分枝であり、臣民の手中に存する国王の特権である。
40	10. 支給物受領権は、人の生計維持のための割当て受領権であり；これは年金に代えることができる（第1巻第8章を見よ）。 11. 年金は、その譲与者の土地にでなく人格の上に課されてそこから出されるべき金銭の年額である。
41	12. 地代は、土地および保有不動産から年ごとに生ずる一定の利益であり；①地代奉仕、②地代負担、③自救的差押不能地代に分類することができる。

初版頁	Blackstone's Analysis, 6th ed.
	第4章 封建制度
44	1. 封建法から不動産保有条件の法理が派生する；これは、ローマ帝国の解体時に、北方への征服者たちによってヨーロッパに移植された。
45	2. 純粹かつ固有の意味での封土は、上官からその従者たちに割り当てられる、ある区画の土地であり；彼らの封主に対して個人的に果たすべき軍事奉仕を条件にして、保有されるべきものであった。
48	5. イングランドの土地は、ノルマン人の征服の直後、変則的な種類の封土へと転換した：
53	／このことが、不動産保有条件に関する大原則を生んだ；すなわち、王国内の全ての土地は、間接にあるいは直接に、国王からのものとして保有されるのである。 3. 封土は、占有付与によって譲与され；誠実宣誓の絆の下で保有され；直系卑属によってのみ相続可能であり；封主と封臣との相互の同意によるのでなければ移転することができなかった。
57	4. 変則封は固有の封から派生したもののだが；その起源、奉仕義務および納付義務、無遺言相続の原則、ならびにその他の諸事由において、固有封と異なっていた。
59	第5章 イングランド往時の不動産保有条件 1. 不動産保有条件の本質は、その奉仕義務の性質にあった：
61	／例えば、①. 騎士奉仕保有；その奉仕義務は自由だが不確定である。 ②. 自由鋤奉仕保有；その奉仕義務は自由でありかつ確定されている； ③. 純粹隸農保有；その奉仕義務が不自由であり不確定である；④. 特権的隸農保有ないし隸農的鋤奉仕保有；その奉仕義務が不自由だが確定されていた。
62	2. 最も普遍的な古来の不動産保有条件が軍事保有ないし騎士奉仕保有であった；ここでは、各騎士封の保有者が、召集されれば、封主の戦闘に供奉する義務を負った。騎士封は占有引渡しによって譲与され、臣従の誓および誠実の誓によって完成された；これが通常出仕義務を伴った。
63	3. 騎士奉仕保有に伴うその他の果実および帰結が、①上納金、
65	／②相続料、
66	／③先占権、

初版頁	Blackstone's Analysis, 6th ed.
67	／④後見権,
70	／⑤婚姻権,
71	／⑥移転許可料,
72	／⑦復帰権。
73	4. 大奉仕保有は、主としてその納付義務ないし奉仕義務の点で騎士奉仕保有と異なったが；その果実および諸帰結は異ならなかった。
74	5. 騎士奉仕の人的な奉仕義務は次第に、スキューテッジないしエスキュージと呼ばれる金銭的な賦課金へと変化した。
77	6. 以上のような軍事的不動産保有条件は（大奉仕保有を除き）、国王チャールズ〔二世〕の王政復古の時に、議会制定法によって完全に廃止され、自由鋤奉仕保有に変更された。
	第6章 現代イングランドの不動産保有条件
78	1. 自由鋤奉仕保有は、自由で確定され限定された奉仕義務から成る不動産保有条件である。
81	2. サクソン人の特権の名残であるこの保有条件は、小奉仕保有、都市奉仕保有、およびガヴェルカインド保有を含む。
86	3. 自由鋤奉仕で保有される土地は、騎士奉仕保有の土地と同じく、強く封建的な性質を帯びている：以下の奉仕義務を条件にして保有されるのであり——少なくとも、誠実宣誓および出仕義務；
87	／相続料,
88	／後見権、および復帰権に服するが,
89	／婚姻権には服さない；かつては上納金、先占権、移転許可料にも服した。
90	4. 純粹隷農保有は、領主の意思に絶対的に従い、最も隷属的な性質の不確定な奉仕義務の下での、不安定で奴隷的な保有条件だった。
94	5. 隷農保有から、黙示の同意もしくは侵食によって、現代の謄本保有権すなわち荘園裁判所記録集の謄本に基づく不動産保有条件が生じた；
95	／その土地は、まだ（名目上は）領主の意思次第ではあるが、（実際の規律としては）荘園の慣習法に従って保有される。

初版頁	Blackstone's Analysis, 6th ed.
97	6. 贍本保有の土地は、鋤奉仕保有の土地と同様に、奉仕義務、相続料、および復帰権に服する；それに加えて、相続上納物、後見権、無遺言相続および移転の際の移転許可料にも服する。
98	7. 特権的隷農保有または隷農的鋤奉仕保有が、隷属的ではあるが確定的な奉仕義務に基づくものとして、高貴な種類の贍本保有権である；
99	／これが存するのは古来の固有王領においてのみであり；そこから固有王領の保有条件と呼ばれる。
100	8. この固有王領の贍本保有権は、それに付随する様々な特権を有する；しかしなお、領主の意思次第にはないが、荘園の慣習法には従う荘園裁判所記録集の贍本に基づいて保有されているのである。
101	9. 自由寄進保有は、限定されない宗教的な奉仕義務による不動産保有条件であり；これに基づいて多くの教会法人・慈善法人が現在その土地および保有財産を保有している：これは、奉仕義務が確定されている礼拝奉仕保有とその性質を異にする。
103	<p>第7章 法定相続可能な自由土地保有権</p> <p>1. 土地・保有不動産・法定相続産に対する不動産権は、保有者がそれに対して持つ権利である；これを明らかにするために検討されるべきが、①権利の量、②権利享受の時、③保有者の数および関係である。</p>
104	<p>2. 不動産権は、その権利の量すなわち存続期間との関わりによって、自由土地保有権であるか、あるいは自由土地保有権より劣る不動産権かである。</p> <p>3. 土地に対する自由土地保有権は、コモン・ロー上の占有引渡しによって設定される；性質的に無体の保有不動産に対する自由土地保有権は、これに等しい方法によって設定される。</p> <p>4. 自由土地保有権は、法定相続可能不動産権であるか、あるいは法定相続不能不動産権、つまり生涯間のみ不動産権かである：前者には、①絶対的な単純封土権と、②制限的封土権とがある。</p>
105	5. 単純封土権者は、土地・保有不動産・もしくは法定相続産を、本人およびその法定相続人に永久に保有されるものとして持つ者である。
109	<p>6. 制限的封土権は、①制限付封土権つまり制限封土権と、②コモン・ロー上の条件付封土権とである。</p> <p>7. 制限付封土権つまり制限封土権は、制限が付加された封土権であり、その制限が終了する時に消滅しなければならない封土権である。</p>

初版頁	Blackstone's Analysis, 6th ed.
110	8. コモン・ロー上の条件付封土権は、受贈者に対して、その傍系血族の法定相続人を排除し受贈者およびその直系卑属に限定して譲与される封土権である。
111	9. この封土権は、受贈者が直系卑属を持つことを条件にして譲与されるものとされた；この条件が直系卑属の出生によってひとたび成就されれば、受贈者は直ちにその土地を移転することができた：
112	／しかし、そのような移転を防ぐために条件付贈与法が制定され、それに基づき（同法の解釈により）この封土権が部分不動産権と復帰権とに切り分けられたことから、条件付封土権は限嗣封土権と呼ばれ始めた。
113	10. 全ての物的保有不動産および物的財産の性質を帯びる保有不動産が、限嗣封土権の対象になる。
114	11. 限嗣封土権は、①一般限嗣権か特定限嗣権か；
115	／②男子限嗣権か女子限嗣権かでありえ；
116	／また③自由婚姻保有権として与えることができる。
117	12. 限嗣封土権に付随する事項が、①不動産毀損。②寡婦産。③鰥夫産。④廃除；——これは和解譲渡、馴合不動産回復訴訟、あるいは十分な遺産付きの直系血族による権原担保によってなしうる。
118	13. 限嗣封土権は、多くの制定法と裁判所の諸決定とにより、コモン・ロー上の条件付封土権の状態に、今や戻されてしまっている。
	第8章 法定相続不能な自由土地保有権
120	1. 法定相続不能な、生涯間のみの自由土地保有権は、①当事者の行為により設定される合意の不動産権か。②法の作用により設定される法定の不動産権かである。
121	2. 合意による生涯不動産権は、明示の譲与により、自身の生涯間として、あるいは他人の生涯間として、設定される；
122	／または何らかの期間を全く明示しない一般的な譲与によっても設定される。
123	3. この生涯不動産権および全ての生涯不動産権に付随するのが、採木権、および農作物収穫権である；
124	／他生涯不動産権には一般現実占有の権利もまた付随した；現在なお、生命期間者が保有権者よりも長く生存した場合には特別現実占有の権利がこれに付随している。

初版頁	Blackstone's Analysis, 6th ed.
124	<p>4. 法定の生涯不動産権は、①限嗣封土権を有すべき直系卑属の可能性消滅後の限嗣封土権、②イングランドの鰥夫産不動産権、③寡婦産権、である。</p> <p>5. これ〔①〕は、限嗣封土権を有すべき直系卑属の可能性消滅後に、不動産権が特別限嗣権として与えられ；かつ直系卑属が出生する前に、それがそこから出生しなければならぬ者が死亡した場合であり；この場合の保有者が（生残すれば）限嗣封土権を有すべき直系卑属の可能性消滅後の限嗣封土権者である。</p>
125	<p>6. この不動産権は、限嗣封土権の付随事項と、生涯不動産権の付随事項の両方を併せ持つ。</p>
126	<p>7. これ〔イングランドの鰥夫産不動産権〕は、ある者の妻が法定相続可能不動産を占有し；かつ彼女の不動産権を相続することができる直系卑属を、生きた状態で、彼女によりその者がもうけた場合である；この場合、彼は、妻の死により、鰥夫産不動産権者として、その保有不動産を彼自身の生涯間保有することができる。</p>
129	<p>8. これ〔寡婦産権〕は、ある女性の夫が、彼女の直系卑属がその法定相続人になる何らかの可能性があったところの法定相続可能不動産を占有して死亡した場合である；これにより当該女性は、その土地および保有不動産の3分の1を、彼女の自然上の生涯間保持できるものとして権利付与される。</p>
132	<p>9. 寡婦産は、コモン・ロー寡婦産；慣習法による寡婦産；教会の門戸で与えられた寡婦産；あるいは父の同意による寡婦産のいずれかである。</p>
136	<p>10. 寡婦産は、とりわけ寡婦給与の合有不動産権によって、没収し廃除することができる。</p>
140	<p>第9章 自由土地保有権より劣る不動産権</p> <p>1. 自由土地保有権より劣る不動産権には、①定期不動産権。②任意不動産権。③容認不動産権、がある。</p> <p>2. 定期不動産権は、土地および保有不動産を占有する者が、一定の期間に限ってそのものを他者に賃貸する場合の不動産権であり、</p>
144	<p>／これにより将来的定期不動産権が移転する；賃借人がその上に立入りを行うならば、同人に定期不動産権の占有が与えられるが、土地に対する法上の占有が与えられるのではない。</p> <p>3. この不動産権には採木権が付随する；</p>

初版頁	Blackstone's Analysis, 6th ed.
145	<p>／定期の満了前にこの不動産権が終了する場合は、農作物収穫権もまた付随する。</p> <p>4. 任意不動産権は、ある者から他の者に対して、両当事者の意思に依存して土地が賃貸される場合であり；これに基づき賃借人はその土地の上に立ち入る〔ことができる〕。</p>
147	<p>5. 贍本保有権は、領主の意思により保持されるが、荘園の慣習法に従って（規制される）不動産権である。</p>
150	<p>6. 容認不動産権は、ある者が合法的な権原に基づいて土地を占有するに至ったが、その後いかなる権原もなしに土地を占有する場合である。</p>
152	<p>第10章 条件付不動産権</p> <p>1. （自由土地保有権であるか否かにかかわらず）不動産権は条件付きで保有することができる；この場合、かかる不動産権の存否は、何か不確定な事柄の発生あるいは不発生に依存する。</p> <p>2. 条件付不動産権には、①黙示条件付不動産権、②明示条件付不動産権、③担保不動産権、④商人法上のもしくは交易法上の債務証書に基づく不動産権、⑤土地強制管理令状に基づく不動産権、がある。</p> <p>3. 黙示の条件付不動産権は、不動産権の譲与が、その本質および構成から不可分の形で付加される条件を——言語で明示されていないが——持つ場合である。</p>
154	<p>4. 明示条件付不動産権は、その不動産権の譲与に、明示の制限ないし条件が付加される場合である。</p> <p>5. 明示のであれば黙示のであればこの条件が成就されることにより、（停止条件であれば）その不動産権が確定的なものになりあるいは拡大する；または（解除条件であれば）その〔義務の〕不履行により既に確定された不動産権が消滅する。</p>
157	<p>6. 担保不動産権もしくは質不動産権たる担保不動産権は、貸与される金銭の保証として譲与される不動産権であり；①生き質つまり生ける質は、債務が弁済されるまで土地の収益が譲与される場合の不動産権であり、弁済がなされることによって譲与者の不動産権が復活する；</p>
158	<p>／②死に質つまり死せる質、すなわち譲渡抵当権がある；これは、その譲与者が借用した金銭を特定の日までに返済すれば同日に無効になる条件で、不動産権が譲与される場合である；条件の不履行により、この不動産権はその譲与者との関係で絶対的に死ぬことになる〔のでこのように呼ばれる〕。</p>

初版頁	Blackstone's Analysis, 6th ed.
160	7. 商人法上のもしくは交易法上の債務証書に基づく不動産権もまた、これら一定の制定法に従って、その不動産権からの収益が債務を弁済するに至るまで債権者に譲渡されるところの不動産権である。
161	8. 土地強制管理令状に基づく不動産権は、そう呼ばれる裁判上の令状を行使して、コモン・ローにより支払われるべきと判決された債務を土地からの収益が弁済するまで、その土地がシェリフにより原告に引き渡される場合の不動産権である。
	第11章 現有不動産権、残余権、復帰権
163	1. 享受される時との関係での不動産権は、直接の現有不動産権か、あるいは将来不動産権かである：将来不動産権は、それに基づいてこれが将来期待されるところの不動産権と同時に設定され、かつ同不動産権の一部である。これには、①残余権と、②復帰権とがある。
164	2. 残余権は、他の部分不動産権が終了した後に効力を発し享受されるように設定された不動産権である。
165	3. したがって、①残余権を支えるためには、先行する部分不動産権が存在しなければならない。
167	／②残余権は部分不動産権の設定の時点で譲与者から移転されなければならない。
168	／③残余権は部分不動産権の存続期間の間中あるいはその終了時に被譲与者に帰属していなければならない。 4. 残余権には、①確定的残余権があり；これは部分不動産権が消滅した後に特定の者に残るよう定めおかれた場合の残余権である。
169	②未確定残余権があり；これは不確定な人に対してかあるいは不確定な事に基づいて効力を発すべく設定される場合の残余権である。
172	5. 不動産将来権遺贈は、遺言による土地の遺贈のうち、遺贈者の死亡時ではなく何か将来の未確定事に基づくものでなければ不動産権が確定的に帰属しないものをいう；これは、それを支持する先行の部分不動産権を必要としない。
175	6. 復帰権は、譲与された何らかの部分不動産権が消滅した後に占有が開始するものとして譲与者のもとに残された不動産権の残余部分である：これには、誠実宣誓と地代とが付随条件になる。

初版頁	Blackstone's Analysis, 6th ed.
177	7. 二つの、より小さな不動産権とより大きな不動産権とが、〔あるいは〕現有不動産権と将来不動産権とが、全く同一人において結合するとき、〔あるいは〕全く同一権利として結合するときは、小さい方の大きい方への混同が生ずる。
	第12章 個別不動産権、合有不動産権、共有相続不動産権、および共有不動産権
179	1. 保有者の数および関係との関わりでの不動産権は、①個別不動産権、②合有不動産権、③共有相続不動産権、④共有不動産権の態様で保有される。 2. 個別不動産権は、1人の保有者が、他のいかなる者も彼と合同することなく、彼自身の単独の権利として保有する場合である。
180	3. 合有不動産権は、一つの不動産権が2人以上の者に対して譲与される場合であり；この場合、法は、譲与文言が明示的にかかる解釈を排除するのでない限り、その者たちを合有不動産権者であると解釈する。
181	4. 合有不動産権者は、権利内容の同一性、権原の同一性、時点の同一性、および占有の同一性を有する：彼らは合有状態で占有する：
183	／それゆえ合有不動産権者の1人が死亡すれば、全体の権利が生残者に残る。
185	5. 合有不動産権は、その四つの要件である同一性のいずれかを解消することによって解消される。
187	6. 共有相続不動産権は、法定相続可能不動産権が被相続人から2人以上の者へ法定相続される場合であり；この者は相続財産共有者と呼ばれ、全員が合わさってただ1人の法定相続人になる。
188	7. 相続財産共有者は権利内容の同一性、権原の同一性、および占有の同一性を有するが；部分をとおして占有するに過ぎず全体を占有するのではない；それゆえ相続財産共有者の間に生残者への権利帰属権は存在しない。
190	8. この不動産権には特別受益分持戻しの法が付随する。

初版頁	Blackstone's Analysis, 6th ed.
191	<p>9. 共有相続不動産権もまたその三つの要件である同一性のいずれかを解消することによって解消される。</p> <p>10. 共有不動産権は、2人以上の者が別個の権原に基づき個別の権利のために保有する場合であるが；いずれの者もその個別性を認識しないゆえに占有の同一性が存在する不動産権である。</p> <p>11. したがって共有不動産権者は占有の同一性を有するが（部分をとおして占有するに過ぎず全体を占有するのではないので生残者への権利帰属権はない）、権原・時・権利の同一性は必要でない。</p>
192	<p>12. この不動産権が設定されうるのは、①〔四つの〕要件である同一性のうちの前二者〔権原・権利の同一性〕を分離することによるか；②譲与における明示的な限定によってであり：解消されるのは、①各権原が1人の保有者に統合されることによるか；②土地の共有物分割によってである。</p>
	<p>第13章 物的財産に対する権原，概論</p>
195	<p>1. 物的財産に対する権原は、人がその財産を正当に占有するに至るための手段・方法である。</p> <p>2. これに関して検討されるべきが、①単なる裸の占有。</p>
196	<p>／②占有をなしうる権利；これには1. 表見的権利。2. 現実の権利。</p>
197	<p>／3. 単なる所有権。</p>
199	<p>／4. 現実の占有と、以上の両方の権利との結合；これが完全権原を構成する。</p>
	<p>第14章 無遺言相続による権原</p>
201	<p>1. 物に対する権原を、一方で取得し他方で喪失する方法が、①無遺言相続によるものと、②譲受けによるものである。</p> <p>2. 無遺言相続は、ある者が、その被相続人の死亡により、被相続人の不動産権に対する権原を、法定相続人として代襲の権利に基づいて取得する方法である。</p>
202	<p>3. 無遺言相続の法理を理解するために、我々は血族の概念を明確にしておかなければならない；血族は、同じ血統ないし共通の祖先から由来する人々の繋がらないし関係であり；①その1人が他の者から直線の形で血統が繋がっている場合である直系血族と。</p>

初版頁	Blackstone's Analysis, 6th ed.
204	／②血統が繋がっているが、一方から他方へと直線的にでなく、双方が同じ共通の祖先から血統を引いている場合である傍系血族とがある。
208	4. イングランドにおいて行われる無遺言相続の準則すなわち不動産法定相続順位則は以下のとおり；I. 法定相続不動産は、それを最後に現実に占有した者の直系卑属の血統に無限に下向して継承され、決して直系尊属の血統に上向して継承されるのではない。
212	／II. 男子直系卑属が女子直系卑属に優先して相続権を付与される。
214	／III. 同じ親等に2人以上の男子がいる場合は長男だけが相続するが、複数の女子だけがいる場合は女子の全員が共有の形で相続する。
217	／IV. 死者の直系卑属は無限にその被相続人を代襲する；つまり仮に生存していたならばその者自身が立ったであろう地位と同じ地位に、直系卑属が立つ。
220	／V. 最後に占有していた者の直系卑属がない場合、法定相続不動産は、最初の譲受人の血縁者たる傍系血族に、上述三つの準則に従って継承される。——かかる血族の証拠として、以下の二準則が確立されている。
224	／VI. 最後に占有をしていた者の傍系の法定相続人は、最近親者たる、全血の傍系血族でなければならない。
234	／VII. 傍系血族による不動産法定相続においては、男系の株血統が女系の株血統に優先されなければならない；すなわち、男子被相続人の血統を引く血族が、女子被相続人の血統を引く血族に優先して相続権を認められる；ただし、土地が現実に女子被相続人から承継されている場合は除く。
241	<p>第15章 譲受けによる権原</p> <p>1. 譲受けないし Perquisition は、ある者が、単に法的作用によってでなくまた被相続人からの無遺言相続によってでもなく、彼自身の行為ないし合意によって得るところの、不動産権の占有である。</p>
244	<p>／これには、①不動産復帰、②現有権利者無占有不動産の占有取得、③取得時効、④没収、⑤移転、が含まれる。</p> <p>2. 不動産権復帰は、保有者に相続可能血族関係が欠けることにより、不動産権が封主に復帰する場合である。</p>

初版頁	Blackstone's Analysis, 6th ed.
246	3. 相続可能血族関係が欠けるのは、①最後の占有者と血族関係にない者。②父方の法定相続産に対する母方の血族、ならびにその逆。③半血血族。
247	／④奇形児。⑤非嫡出子。
249	／⑥外国人およびその直系卑属。
251	／⑦叛逆罪もしくは重罪を理由として私権剥奪された者。
257	／⑧教皇中心主義者、これは制定法によるものであり、その者本人以外には関係しない。
	第16章 現有権利者無占有不動産の占有取得による権原
258	1. これは、それまでにいかなる所有者もなかった物の占有を取得することである。 2. 例えば、コモン・ローにより、他生涯不動産権者がその生命期間者の生存中に死亡した場合、最初に立入りを行いえた者が、合法的にその占有を保持することができた；
259	／ただし、最初の譲与の際に特別現実占有者が設定された場合は例外である。
261	3. 減退固定地および沖積増地の法が、現実占有による権原取得の範囲を狭めてきている。
	第17章 取得時効による権原
263	(慣習法と区別される) 取得時効は、何らかの無体法定相続産に対する権利の、属人的な超記憶的慣行としての享受であり、これはある者およびその被相続人において生ずるものであるか、あるいはある者およびその法定相続可能不動産権の前保有者において生じうる：前者が被相続人における取得時効と、後者が前保有者関与の取得時効と呼ばれる。

初版頁	Blackstone's Analysis, 6th ed.
267	<p>第 18 章 没収による権原</p> <p>1. 没収は、物的財産権の所有者における何らかの違法行為もしくは過失に対して、法により付加される罰である；これにより、不動産権が、通常は侵害を受けた当事者である他者に移転する。</p> <p>2. 没収が生ずる場合は、①犯罪、②法に反する移転、③聖職推挙権喪失、④不正聖職禄推挙、⑤条件の不履行、⑥不動産毀損、⑦謄本保有権に関する慣習法違反、⑧破産、である。</p> <p>3. 没収をもたらす犯罪および軽罪は、①反逆罪、②重罪、③反逆罪隠匿、④教皇尊信罪、⑤裁判官に対する暴行ならびに裁判所の面前での暴行、⑥教皇派の国教忌避、等である。</p>
268	<p>4. 没収を導く移転ないし譲渡は、①制定法に反して法人に対してなされる死手への移転、</p>
274	<p>／②外国人への移転、③部分不動産権者による、その不動産権が許容するより大きな権限の移転。</p>
276	<p>5. 聖職推挙権喪失は、聖職推挙権者が6暦月以内に聖職推薦することを懈怠することによる、空位教会への聖職推挙権の没収である。</p>
278	<p>6. 不正聖職禄推挙は、何者かを聖職禄に不正に推挙することであり、これによりその機会が国王に没収となる。</p>
281	<p>7. 条件の不履行による没収については第 10 章を見よ。</p> <p>8. 不動産毀損は、何らかの有体法定相続産に対する破損ないし破壊を行って、その法定相続権を有する者を侵害することである。</p>
284	<p>9. 謄本保有不動産権もまた、莊園慣習法に従い、没収の特定のな対象になることがあった。</p>
285	<p>10. 破産は、破産者になる行為である；すなわち、身を隠すか、あるいは債権者を欺罔する結果をまねくその他特定の行為をする商人が、破産者になる。(第 22 章を見よ)</p>
286	<p>11. 破産により、破産者の全ての不動産権が、彼の債権者の利益のために売却されるべく、破産管財人により譲受人に対して移転される。</p>

初版頁	Blackstone's Analysis, 6th ed.
287	<p>第19章 移転による権原</p> <p>1. 移転, 譲渡, ないし譲受けのより限定的な意味は, 物的財産権がある者によって任意に手放され他の者によって任意に受け取られる形での, その移転の手段・方法である。</p> <p>2. かつて, これは封主の許可なしには保有者によってなされることができなかった; 封主によっても, その保有者による新封主の承認がなければなしえなかった。</p>
290	<p>3. 全ての者が譲受けをする能力を有する; また何らかの不動産権を占有する全ての者がそれを譲渡する能力を有する:</p>
291	<p>／——ただし法が定める特定の能力欠缺事由の下にある者を除く; 例えば, 私権剥奪を受けた者, 精神障害者,</p>
292	<p>／未成年者, 強迫された者, 夫の庇護下にある婦人,</p>
293	<p>／外国人, 教皇中心主義者, などである。</p>
294	<p>4. 移転は普通譲渡確定証書 [ないしコモン・ロー上の不動産譲渡方法] によってなされる; その種類は, ①証書外事項としての捺印証書, ②記録事項, ③特別慣習法によるもの, ④遺贈, である。</p>
295	<p>第20章 捺印証書による移転</p> <p>1. 捺印証書による不動産移転を, ①その一般的な性質, ②いくつかの種類, から考察することができる。</p> <p>2. 一般に, 捺印証書は当事者による厳粛な行為であり; 通常は捺印され交付される書面である; これには, ①歯型捺印証書, ②平型捺印証書がある。</p>
296	<p>3. 捺印証書の要件は以下のごとし。①十分な当事者名, および適切な目的物。②有効かつ十分な約因。</p>
297	<p>／③所定の印紙が貼付された紙面もしくは羊皮紙の上に書かれること。</p>
298	<p>／④適法かつ以下の順序の事項 (通常これは, 第一, 頭書; 第二, 保有財産条項; 第三, 保有条件条項; 第四, 賃料条項; 第五, 条件;</p>
300	<p>／第六, 権原担保条項 (直系権原担保か傍系権原担保);</p>
304	<p>／第七, 約款; 第八, (日付を含む) 結語部); /⑤要求されれば読上げ。</p>
305	<p>／⑥捺印および多くの場合には署名をも加えること。</p>

初版頁	Blackstone's Analysis, 6th ed.
307	／⑦交付。⑧認証。
308	4. 捺印証書が無効にされる場合は以下のごとし。①上述の本質的要件のいずれかを欠く場合。②事後的な事由による場合；例えば、第一、抹消ないし変造。第二、捺印の抹消。第三、文書破棄。第四、同意が不可欠な者の不同意。第五、裁判所の判決。
309	5. 幾つかの種類捺印証書の中には、物的財産権を譲渡する機能を有するものもあれば、その上に負担を設定しあるいは負担を解除するだけのものもある。 6. 物的財産権を譲渡する機能を持つ捺印証書すなわち不動産譲渡証書は、コモン・ローによるそれか、あるいは〔ユース〕制定法によるそれかである。コモン・ローによる不動産譲渡には、原不動産譲渡ないし一次的不動産譲渡と、今一つの派生的不動産譲渡ないし二次的不動産譲渡とがある。
310	7. 原不動産譲渡は、①封譲渡。②贈与。③譲与。④不動産賃貸借。⑤交換。⑥共同所有不動産分割。——派生的不動産譲渡は、⑦占有者のための不動産放棄。⑧権利確定行為。⑨権利放棄。⑩譲渡。⑪権利消滅、である。 8. 封譲渡は、有体法定相続産の他者への移転であり、占有引渡し、つまり封譲渡人から封譲受人への有体的占有の引渡しによって遂行される；これなくしては、それに対する自由土地保有権がコモン・ロー上設定されえない。
316	9. 贈与は、限嗣封土権としての土地の譲渡に適切な不動産譲渡である。
317	10. 譲与は、無体の法定相続産を譲渡するコモン・ロー上通常の方法である。
318	11. 不動産賃貸借は、通常は賃貸人がそれに対して持つよりも短い期間に限っての、何らかの保有不動産に関する不動産賃借権の設定、譲与、賃貸であるが；制限的制定法および授权的制定法の規制に従うことによって；それより大きな期間を設定することが可能な場合がある。
323	12. 交換は、一方が他方を対価とする、等しい権利の相互的譲渡である。 13. 共同所有不動産分割は、各保有者の間で共有不動産権・共有相続不動産権あるいは共有不動産権として保有される不動産権の分割である；これがなされる結果、各保有者は各自の部分の個別不動産権として保有することができる。

初版頁	Blackstone's Analysis, 6th ed.
324	14. 占有者のための不動産放棄は、ある者が土地および保有不動産に対して持つ権利を、それに対する何らかの現有の不動産権を前から持っている別の者に、放棄ないし不動産譲渡することである。
325	15. 権利確定行為は、現に存する不動産権もしくは権利の譲渡であり、これにより取消可能な不動産権を確定的なそれにするか、あるいはこれにより部分不動産権を拡大させるものである。
326	16. 権利放棄は、生涯不動産権もしくは定期不動産権を、その直接の復帰権者もしくは残余権者に対して譲渡して；そこで部分不動産権が混同することである。 17. 譲渡〔assignment〕は、ある者が何らかの不動産権に対して持つ全権利を、他の者に移転することつまり譲渡することであるが；通常は、定期不動産権もしくは生涯不動産権に関して用いられる。
327	18. 権利消滅文書は、原不動産譲渡の時と同時に作成され；それが成就されればその不動産権が消滅するところの何らかの条件が含まれた、付随的な捺印証書である。
328	19. 〔ユース〕制定法による不動産譲渡は、ユースおよび信託の法理に大いに依拠している：これは、現実の土地占有者つまり土地の保有者に対して、ユース受益者ないし信託受益者の指示に従って収益が享受されることを現実の土地占有者が許容するはずだとして置かれる信頼である。
331	20. ユース法が〔ユースをコモン・ロー上の権利に転換する、つまり〕全てのユースを現実の占有に転換した（あるいは、ユースに占有を引き込んだ、とも言える）ので、上記以外の様々な種類の不動産譲渡を生んだ：
338	／①ユース付占有継続捺印証書。②登録された、不動産売買契約代金支払捺印証書。
339	／③不動産賃貸借と不動産復帰。④より直接的な不動産譲渡に関するユースを先導するもしくはユースを宣言する捺印証書。⑤ユースの撤回の捺印証書；これはユースの設定の際に留保された権限を行使して、そのように設定されたユースないし不動産権を将来において撤回するものである。以上の〔この項目中の①から⑤の〕全てが、その現在の機能を主としてユース法に負っている。
340	21. 不動産譲渡のためでなく、物的財産権の上に負担を設定し、あるいは負担を解除するに過ぎない捺印証書に、①違約罰付捺印金銭債務証書。

初版頁	Blackstone's Analysis, 6th ed.
341	／②正式誓約書。③上記両者にかかる権利消滅条項，がある。
344	<p>第 21 章 記録事項による移転</p> <p>1. 記録事項による不動産譲渡は，物的財産権の移転を強固にし証明するために，何らかの記録裁判所の是認が求められる場合である。これには，①議会私制定法，②国王の譲与，③和解譲渡，④馴合不動産回復訴訟がある。</p> <p>2. 議会私制定法は，（議会の卓越した権限に基づいて）通常の裁判所が及ぶ範囲を超える合理的な権能もしくは救済を与えるために作られる，不動産譲渡の一種類である。</p>
346	3. 特許状もしくは開封勅許状の中に含まれる国王の譲与は，国王その者の威厳と国王収入の保護とのために，正式記録として登録される。
348	4. （記録による封譲渡と呼ばれることがある）和解譲渡は，現実のもしくは擬制の訴訟に関する友誼的な示談ないし合意であり；これにより問題の不動産権が当事者の一方の権利であると承認されることである。
350	5. 和解譲渡を構成する部分は次のごとし，①捺印契約令状。②和解の許可。③和解。
351	／④和解譲渡手續摘要書。⑤和解譲渡終結証書。以上に加えて制定法が求めるのが，⑥和解譲渡の読上げ，である。
352	6. 和解譲渡には 4 種類がある：①相手方からの贈与により得たものとしての権利の承認に基づく和解譲渡。②権利の単なる承認に基づく和解譲渡。③譲与に基づく和解譲渡。④贈与・譲与・および返還に基づく和解譲渡；これは二重の和解譲渡である。
353	7. （その不動産権に対する何らかの権利を有する者自身によりなされる）和解譲渡の法的効力は，当事者・当事者関係人・第三者の各権利を廃除して，当該土地を不動産譲渡することにある。
357	8. 馴合不動産回復訴訟は，自由土地保有権者を相手方として提起される，現実のもしくは擬制的な訴えないし訴訟であり；この際被告が，被告の権原を担保することを引き受ける別の者が訴訟参加するよう請求する；しかし，かかる訴訟参加を求められた権原担保者が欠席することによって，その土地は裁判所の被告敗訴の判決に基づいて回復される；この被告が今度は権原担保者を相手方として，代償として等価の土地を回復すべき判決を得る，というやり方である。

初版頁	Blackstone's Analysis, 6th ed.
361	9. 馴合不動産回復訴訟の法的効力は、限嗣封土権ならびにその期待権としての全ての残余権および復帰権を廃除して、回復者にその土地を不動産譲渡することにある；ただし〔擬制的に〕限嗣封土権者が同訴訟に敗訴するかあるいは権原担保者としての訴訟参加をすることが条件ではあるが。
363	10. 和解譲渡もしくは馴合不動産回復訴訟に関するユースは次のものによって指示されることができ、①それを先導する捺印証書によって；これは和解譲渡ないし馴合不動産回復訴訟が手続に付される前に作成される。②ユースを宣言する捺印証書によって；これは同手続の後に作成される。
365	第22章 特別な慣習法による移転 1. 特別な慣習法による不動産譲渡は、謄本保有権の移転に限定される。
368	2. これがなされるための要件が、①荘園の慣習法に従い、保有者によって他人のために領主の手に渡す、権利放棄により。
369	／②保有者ないし臣下たちによる、上記の権利放棄についての臣下報告により。
370	／③上記の権利放棄の中で明示されたユースに従い領主によりなされる、権利放棄に基づく権利付与によって、である。 3. 権利付与はまた、領主から保有者への最初の譲与に際してでも、また被相続人から法定相続人への無遺言相続に基づく形ででも、なすことができる。
373	第23章 不動産遺贈による移転 1. 不動産遺贈は、所有者の最終遺言中に盛り込まれた、土地および保有不動産の処分である。
374	2. 不動産遺贈は、征服以後の姿としてのコモン・ローによっては許容されておらず；
375	／ヘンリ八世治下の制定法によって導入された；
376	／その後、チャールズ二世治下の不動産保有条件法によってより一般的なものにされ、同治世の詐欺および偽誓に関する制定法によって厳格な手続が追加され導入された。

初版頁	Blackstone's Analysis, 6th ed.
379	3. 全ての普通譲渡確証書の解釈は以下のごとくにあるべし。①当事者の意図に合致すべし、②同じく——当事者の文言に合致すべし。③捺印証書の全体に対して解釈を施すべし。
380	／④作成側当事者に最も不利に。⑤法に適合する方を優先して。
381	／⑥捺印証書中に完全に矛盾する2条項がある場合は後の条項が、遺言中にある場合は先の条項が拒絶されるべし。⑦不動産遺贈書の場合は〔遺言者に〕最も好意的に。
	第24章 人的財産
384	1. 人的財産〔things personal〕が、人的財産〔chattels〕という一般的な名の下に包含される；物的財産には必ず伴う存続期間か不動性かが欠けるものの全てが、これに含まれる。 2. 人的財産に関して考察されるべきが、①その分類。②人的財産に対する財産権。③その財産権に対する権原、である。
386	3. 人的財産を分類すれば、①不動産的動産と、②純粹動産とである。 4. 不動産的動産は、不動物に対する、自由土地保有権の存続期間には足りない量の権利であり；それを超えては存続しえない一定の時に限定されるものである（第7章を見よ）。
387	5. 純粹動産は可動物であり；その所有者の身体とともに場所から場所へと移動させることができる。
	第25章 人的財産に対する財産権
389	1. 純粹動産に対する財産権は、現に占有する財産権か、訴訟により実現可能な財産権かである。 2. 人がその物を現実に享受する場合である、現に占有する財産権には、①絶対的財産権と、②制限的・限定的財産権とがある。 3. 絶対的財産権は、人がその物に対して排他的な権利を持っており、彼自身の行為もしくは懈怠によるのでない限り、彼の物でなくなることが決していない場合の財産権である。
391	4. 制限的・限定的財産権は、その本質上恒久的なものでなく；時には存在し、また時には存在しないことがある財産権である。 5. この財産権が生じうるのは、①目的物が絶対的所有権の対象になりえない場合と。

初版頁	Blackstone's Analysis, 6th ed.
395	／②所有者の特異な情況が理由である場合とである。
396	6. 訴訟により実現可能な財産権は、人がその物の現実の占有を持っておらず；何らかの契約に基づいて生ずるそれへの権利を持つに過ぎないが、訴訟によって回復可能である場合の財産権である。
399	7. 人的財産に対する財産権は、生涯不動産権の後の残余権の形で；合有財産、共有財産の形で、設定することができる。
	第26章 人的財産に対する先占による権原
400	1. 人的財産に対する権原が取得されまた喪失されうる手段・方法は以下のごとし。①先占。②国王大権。③没収。④慣習法。⑤相続。⑥婚姻。⑦判決。⑧贈与ないし譲与。⑨契約。⑩破産。⑪動産遺言。⑫財産管理。
401	2. 先占が、今なお、法律上の所有者を持たずあるいは恒久的所有権の対象たりえない若干の物に対する権利を、先占者に与える。例えば、①敵性外国人の動産。
402	／②発見物。③〔光・空気・水などの〕元素の利益。
403	／④野生動物。
404	／⑤耕作物。⑥付合物。
405	／——⑦混和した動産。⑧言語からなる財産。
	第27章 国王大権および没収による権原
408	1. 国王大権により、国王収入に属する財産権が、国王もしくは国王からの被譲与者に付与される。
420	2. 犯罪および軽罪に科される没収により、純粹動産に対する権利の一部または全部が、一方の者から他方の者へと移転されうる。
421	3. 動産の全部没収が生ずる有罪決定の対象犯罪は以下のごとし。①反逆罪および反逆罪隠匿。②重罪。③免責されうる殺人。④反逆罪ないし重罪に対する法喪失宣告。⑤逃亡。⑥不答弁。⑦裁判所の面前での裁判官およびバリスタに対する暴行。⑧教皇尊信罪。⑨偽の予言。⑩羊毛または羊の密輸出。⑪職人の海外在住。⑫賭けの債務をめぐる決闘の挑戦。

初版頁	Blackstone's Analysis, 6th ed.
422	<p>第 28 章 慣習法による権原</p> <p>1. 特定の地域で行われる慣習法により、人的財産に対する権利が取得されることがある：そのような慣習法のうち最も一般的なものが、①相続上納物、②死後寄進、③法定相続動産に関わるそれである。</p> <p>2. 相続上納物は、地代とほとんど変わらぬところの特定相続上納物か；あるいは、土地の所有者の死に際して封主に払われるべき、純粹動産の慣習法に基づく贈与である一般相続上納物かである。</p>
425	<p>3. 死後寄進は、多くの教会区において教会区民の死に際してその聖職者に対して払われるべき、慣習法上の贈与である。</p>
427	<p>4. 法定相続動産は、特別の慣習法に基づき法定相続不動産とともに法定相続人に相続される人的財産である。</p>
430	<p>第 29 章 承継, 婚姻, および判決による権原</p> <p>1. 承継により、人的財産に対する権利が集合法人に付与される；集散的な構成員の代表者である単独法人も同様である。</p>
433	<p>2. 婚姻により、妻の不動産的動産および純粹動産は、妻が独身時それに対して持っていたと同じ程度の財産権と同じ権限を伴いながら、夫に付与される；ただし夫がその占有を取得することが条件である。</p>
435	<p>3. 妻もまた、婚姻により、特有調度品に対する財産権を得る。</p>
436	<p>4. 訴訟の結果としての判決により、人が人的財産権を回復しうらうだけでなく、幾つかの場合にはその権利を原始的に取得しうらう。</p>
437	<p>／例えば、①一般人訴訟によって取られた罰金に対して。</p>
438	<p>／②損害賠償に対して。</p>
439	<p>／③訴訟費用に対して。</p>
440	<p>第 30 章 贈与, 譲与, および契約による権原</p> <p>1. 贈与, もしくは譲与は、何らかの約因ないし等価物を伴わぬ、現有の人的財産に関する任意の移転である。</p>
442	<p>2. 契約は、十分な約因に基づき、特定の事柄をなしまたはなさぬ旨の合意である：したがって、かかる契約により、(現有のものであれ、訴訟により実現可能な債権的なものであれ) 何らかの人的財産権が移転されることができらる。</p>

初版頁	Blackstone's Analysis, 6th ed.
443	3. 契約は、明示契約であるか、黙示契約であるかであり；—— また既履行の契約であるか、未履行の契約かである。
444	4. 契約の約因は、①善意の約因と、②有価の約因とがあり；後者は、1. 汝が与えんがために私は与える、2. 汝がなさんがために私はなす、3. 汝が与えんがために私はなす、4. 汝がなさんがために私は与える、に区分されうる。
446	5. 人的財産に関する契約の中で最も一般的な契約が、①売買もしくは交換。②寄託。③貸借ないし借用。④金銭債務、である。 6. 売買もしくは交換は、何らかの価値ある見返りを約因とする、ある者から他の者への財産の移転である。
452	7. 寄託は、信託事項が受託者の側で誠実に果たされるべき旨の明示もしくは黙示の契約に基づく、寄託財産の引渡しである。
454	8. 貸借ないし借用は、それにより動産の占有が特定された期間に限って、同動産（ときには、その価値）が指定の時に返還される条件の下に、移転されるところの契約である；（貸借の場合には）これに用益の給付ないし代価が伴う。
455	9. 貸与に伴う不都合に加えて危険に対応するために計算されるこの代価が、貸借金にかかる利息あるいは暴利に関する原理を生み出し；その結果、船舶担保冒険貸借、ないし積荷担保冒険貸借、および保険契約の原理を生んだ。
464	10. 金銭債務は、それによりある一定額の金銭が債権者に対して支払われるべきものになるところの契約である。これには、①正式訴訟記録金銭債務。
465	／②特別契約による金銭債務。③単純契約による金銭債務があり；
466	／最後のものは、紙券信用、すなわち為替手形および約束手形を含む。
	第31章 破産による権原
471	1. 破産は（第18章で定義したとおり）破産者になる行為である。 2. この章で検討されるべきは、①いかなる者が破産者になるか。②いかなる行為により破産者になるか。③破産決定・破産管財の手續。④破産者の財産権がこれによりいかにして移転されるか、である。
472	3. 売り買いによって生計を立てる商取引を行う成年の者が、相当額の金銭債務に関して、破産者にされる責任を負う。

初版頁	Blackstone's Analysis, 6th ed.
477	4. 幾つかの破産法で特定される何らかの方法で、債権者を回避しその正当な請求を逃れようとする商人が、それによって破産行為を犯すものとされる。
479	5. 破産者本人に影響を及ぼす破産決定・破産管財の手続は、主として以下のとおり。
480	／①申立て。②破産管財人任命書。③破産宣告。④破産財団譲受人の選任。
481	／⑤破産者の身柄引渡し。⑥破産者の審問。
482	／⑦破産者の開示。⑧破産者証書。
483	／⑨破産者の許容分。⑩破産者の免責。
485	6. 破産者の人的財産は、破産行為により直ちに、法解釈上破産財団譲受人に帰属する：同譲受人が同財産の収集を終えたならば、その全部を全債権者に対して等しい配当率で分配しなければならない。
	第 32 章 動産遺言および遺産管理による権原
489	1. 併せて考察する動産遺言および遺産管理に関して述べるべきは、①その起源と古さ。②誰が最終遺言を作成することができるか。③その性質および付随物。④遺言執行者および遺産管理人とは何か。⑤その職務および義務、である。
491	2. イングランドにおいて動産遺言は記憶が及ばないほど古くから存在してきた；死者は動産遺言により、その妻および子に人的財産のうちの相当の取り分を古来残しながら、自身の人的財産を自由に処分することができた。
494	3. 無遺言死亡者の動産は、古来国王に帰属し；国王はそれを敬虔なる使用のために用いるよう高位聖職者に譲与した：
495	／しかし、ローマ・カトリックの時代にこの信託を聖職者が濫用したため、立法府は、聖職者の権能を法律に明記される遺産管理人に委ねることを聖職者に強制した。
496	4. 以下の無能力事由がない限り全ての者が動産遺言を作成することができる。
497	／①判断能力の欠如。②自由意思の欠如。

初版頁	Blackstone's Analysis, 6th ed.
499	／③犯罪行為。 5. 動産遺言は、人がその死後に履行されることを欲する、その意思の法的宣言である。
500	／これには①書面遺言と、②口頭遺言とがある。
503	6. 遺言執行者は、その者に対して他の者が後者の遺言の執行を遺言によって委託するところの者である。 7. 遺産管理人には次のものがある。①遺言執行者ないし遺産管理人が未成年である場合の、未成年である間の遺産管理人；または遺言執行者が不在の間の遺産管理人；あるいは訴訟係属中の遺産管理人。②いかなる遺言執行者も選任されず、あるいは遺言執行者が行為を拒絶した場合の、遺言付きの遺産管理人。
504	／③エドワード三世の制定法およびヘンリ八世の制定法に従う、総遺産管理人。
506	／④先任の遺言執行者ないし遺産管理人が受託事項を完遂せずに死亡した場合の、後任遺産管理人。
507	8. 遺言執行者の職務および義務（また、多くの点で遺産管理人のそれ）は次のごとし。
508	／①死者の埋葬。②遺言の検認、または遺産管理状の取得。
510	／③財産目録の作成。④人的財産の収集。
511	／⑤優先順位の原則を遵守しながらの、金銭債務の弁済。
512	／⑥特定か不特定かの動産遺贈が、確定的であり失効でないならば、その動産遺贈の実行。
514	／⑦遺産分配法に従った、未分割の余剰分の分配。